

# 宮島の遊廓

布川 弘\*

## はじめに一遊廓研究の視角と宮島

本稿では、近世初期から末期に至る時期の宮島遊廓を分析対象として、その形成過程と崩壊過程を考察したい。近世の遊廓に関しては、現在まで多様な研究が積み重ねられているが、本稿では次にあげる三つの問題関心に則して考察してみたい。

一つは、近世の身分制的な社会構造の中で、遊廓がいかなる位置をしめていたのかという問題である。その問いに答えるのは、容易なことではない。17世紀半ば以降、能・狂言・芝居・相撲の興行権は各地の穢多頭が掌握するようになり<sup>(1)</sup>、非人頭車善七の支配下にある江戸の「乞胸」は、「綾取・猿若・江戸万歳・辻放下・操り・浄瑠璃・物真似・仕方能・物読・講釈・辻勧進」などの諸芸能を支配していたといわれる。即ち、芸能民に対する穢多・非人の支配が成立していたわけである。それでは、中世社会において同じく芸能民であった遊女は、近世社会においていかなる支配を被るようになったのか。

二つ目は、幕藩制社会の構成原理であるイエ秩序の形成・展開と遊廓との関わりの問題である。近世のイエ秩序は武士身分内部の主従制のみならず、百姓・町人の生活規範としても作用し、その形成過程は、人々の性意識のあり方に大きな影響を与えたと考えられる<sup>(2)</sup>。遊廓が近世の性意識の反映であるとするならば、イエ秩序の陰画として遊廓を描くことが可能なのではなからうか。

三つ目は、前記二つの問題意識とも大きく関わるのであるが、いわゆるケガレの観念と遊廓がどのように関わっていたのかという問題である。近世社会において、身分制やイエ秩序はケガレ観念

を伴った様々な儀礼によって再確認された。そして、近代への移行期に身分制が相対化されはじめると、ケガレ観念もそれに伴って改変されていったと想像される。宮島に即して考えるならば、次のような問題が立てられるであろう。近代社会においては、売買春は人が嫌がる、いわば「賤業」である。しかし、神聖性を重んじた宮島において、近世になぜ遊廓が繁栄したのか、そして、明治に入るとなぜそれが消滅したのか。おそらく、宮島における遊廓の繁栄と消滅の過程は、ケガレ観念の大きな変容を物語っていると思われる。

(1) 徳永高志『芝居小屋の二十世紀』、雄山閣出版、1999年、32頁。

(2) 水林 彪『日本通史Ⅱ 封建制の再編と日本の社会の確立』、山川出版社、1987年。

## Ⅰ 宮島遊廓の形成

### 1. 宮島への娼家移転と「かぶき者」取締り

寛永2年(1625)、広島藩は城下中島材木町にあった娼家を巖島に移し、同時に娼家・芝居・見世物などを城下に設けることを禁止した<sup>(1)</sup>。このことは、広島城下には遊女屋・芝居小屋・見世物小屋などを置かないという原則が確立したことを意味し、幕藩体制の確立期に、広島藩がかなり厳しい風俗統制を行なったことを物語っている。それと同時に、このことは宮島が藩公認の遊所になったことを示し、遊女屋に即して考えるならば、広島藩における公娼制度の成立を意味していた。海に囲まれた宮島は、堀に四方を囲まれた江戸の吉原の様に、遊廓としての機能をもつことになったと言ってよいのではあるまいか。元禄年間の記録は、「もとは広島の中中にありしを、寛永

\*広島大学・総合科学部広域文化研究講座

年中に宮島にうつし、新にひとつの廓と」なり、「新町」という「傾城町」が出来たと述べている<sup>(2)</sup>。さらに、広島城下に芝居小屋・見世物小屋を置かないという藩の方針は、遊女屋のみならず、中世以来の諸芸能の場を宮島に集めるということの意味していたと想像され、それは、遊女を含む中世の遍歴する芸能民の活動の場が、宮島に集中させられた、或は閉じ込められたと見てよいのではなからうか。

それでは、何故広島藩は宮島に遊所を集中し、城下に厳しい風俗統制を行なったのか。おそらくこの問いは、幕藩体制の確立という大きな動きの中で検討されなければならない問題であり、その中に広島藩の政策を位置付ける必要があるように思われる。幕藩体制の確立過程と近世遊所の成立過程との関わりを考える場合、とりわけ注目すべきだと思われるのは、「かぶき者」の動向とそれに対する幕府や藩の取締りである。「かぶき者」とは、近世初頭、「下剋上」の気風を濃厚に残しつつ、暴力的な行動や特異な風俗によって、固定的な主従関係を基軸として形成されつつある幕藩体制的な秩序に抵抗を試みた反体制的な集団であり<sup>(3)</sup>、幕府や藩によるその取締りと「かぶき者」の衰退・絶滅に至る過程こそは、幕藩体制の確立過程の重要な一環であった。

「かぶき者」と芸能民の関わりについては、近世初頭、「かぶき者」の風俗を真似た「かぶき踊り」が登場し、全国的な流行を見せたことに端的にあらわれている。「かぶき踊り」には雑芸人が参加し<sup>(4)</sup>、中世における遍歴する芸能民の最後の輝きを示すと同時に、遊女がその担い手になったことによって、遊所を基盤とした芸能として息づいていたのである。そして、「かぶき者」の特異な風俗の一つが「遊所」通いであったことも<sup>(5)</sup>、そうした関わりを物語っている。いわば、「かぶき者」と「かぶき踊り」とは、幕藩体制の確立に抵抗する気風の象徴であり、中世社会の最後の残り火に他ならなかった。

江戸幕府は、「かぶき者」の暴力的な行動を厳しく取締る一方で、「かぶき踊り」の基盤を解体していこうとした。それは、遊女の行動の自由を

奪い、芸能民の活動の場を厳しく管理することであった。即ち、公認の遊廓を作り、それを核として芸能の場を取りこんだ遊所を設定し、それ以外での活動を厳しく制限するという政策を進めて行ったのである。守屋毅氏は、寛永17年(1640)、男女打交り歌舞伎禁令が出されて女歌舞伎が禁止されたことに注目し、その政策と遊女の他行・町売を厳禁する遊廓の確立とを同じ目的をもったものとして理解した<sup>(6)</sup>。寛永年間には、大坂の新町、京都の島原遊廓が形成され、男女打交り歌舞伎禁令が出された年に遊女の他行・町売が厳禁されると共に、その翌年には江戸の吉原で故なく大門より外に遊女を出させない措置をとったのであった<sup>(7)</sup>。

上記のような動きの中で広島藩の政策を考えた場合、寛永2年(1625)に娼家の宮島移転を命じた前後、藩が「かぶき者」と諸芸能の取締りに力を注いでいることが注目される。とりわけ、「長かたな・長わきさし・下ひげかふきもの停止之事」、「辻おとり・辻相撲停止之事」など、藩主の名で藩士に対してくり返し「かぶき者」と諸芸能興行が禁じられていることは無視できない<sup>(8)</sup>。おそらく、広島に移封されて間も無い浅野氏が、藩体制の確立に当って主従関係の安定に心血を注いだであろうことは想像に難くないのであり、その際、「かぶき者」の気風が大きな障害と考えられたのではないだろうか。また、藩士の「傾城狂い」も戒められており、その姿勢は、宮島に娼家が移転された後も維持されている<sup>(9)</sup>。

## 2. 藩の治安機構と宮島遊郭の形成

残念ながら、広島藩による「かぶき者」取締りと娼家移転との関連を物語る史料はなく、それはあくまでも筆者の推測にすぎないのであるが、仮にその推測が正しいとしても、何故宮島に移転・集中したのかという疑問は依然未解決である。即ち、「かぶき者」と「かぶき踊り」を取締るために、遊所の管理を厳しくしようとしたとしても、あえてそれを宮島に移す必要はないのであり、江戸のように城下のある場所を指定してそこを遊廓にすればすむ話なのである。であるから、宮島という

場所が選択された特別の理由があるはずなのである。

その理由を考察する前提として、広島藩が娼家の宮島移転と同時に城下に娼家・芝居・見世物を設置することを禁じたように、とりわけ厳しい城下の風俗統制をめざしていたという政策の基本線を確認しておかなければならない。その際に、こうした政策の基本線をいかにして維持しようとしたのかという問題が考察されなければならない。それは、「かぶき者」の取締りの問題を含んだ藩の治安機構に関わってくる。広島藩は、寛文12年(1672)に起こった一つの破牢事件を契機として、城下の治安機構を確立して行った<sup>(40)</sup>。その際、治安機構の末端に東西の革田頭が位置付けられ、革田頭による革田身分の編成と動員が治安維持に重要な役割を果たすようになる。即ち、罪人の探索・捕縛・牢送り・処刑といった役割が、革田身分に課せられた下級行刑役として確立したのである。私娼や芝居・見世物興行の取締りも、当然こうした治安機構の取締り対象として位置付けられたはずである。

それでは、藩内公認の遊所となった宮島は、どのような治安機構によって管理されたのか。寛永12年(1633)8月6日、浅野甲斐守・浅野撰津守・上田備前守は竹本外記・寺西将監・南条彦大夫宛の書状において、女性を勾引し宮島の遊廓に売った罪人を処罰したことを報じた<sup>(41)</sup>。それによれば、四人の男が一人の女性を勾引したのであるが、その内、二人の男は廿日市の者であったが、女性と残り二人の男の生国が岩国であったため、宮島奉行今中兵庫の書状を添えてその三人を岩国藩に送遣した。しかし、岩国藩は、その三人が十年余り広島に居住していたことを理由に、広島藩に戻した。それに対して、広島藩は、女性は売られたのであるからとして重ねて岩国に送還した上で、残り四人の男を「はたものに懸」けた=磔にした。

ここで先ず注目すべきなのは、女性の勾引に対する磔という厳罰の措置である。後で詳しく分析するが、近世後期の宮島の遊女は、親が納得の上で「年切り奉公」の契約をかわして供給された。

おそらく、原則としてそれ以外の供給は勾引と見なされ、厳罰の対象になったと考えられる。近世初頭において、遊女がどのような形で供給されたのか定かではないが、何らかの形で正規の供給ルートが成立していたはずであり、それ以外は勾引とみなされたと考えられる。問題は、いかなる形で正規のルートを通さない供給であるということが判断され、また、いかなる形で勾引に関わった男たちが捕縛・吟味されたのかということである。この史料を読む限り、勾引に関わった者たちの穿鑿は宮島奉行が行なっているようである。それ故、犯人が捕縛されたのは宮島である可能性が高い。江戸吉原の遊女屋は幕府に対してこまめに情報提供を行なっていた<sup>(42)</sup>。これから類推すると、宮島の遊女屋から宮島奉行に対して、直接申告されたことが考えられる。また、正規の供給ルートに関わる女衞や人宿があつて、それが摘発に一役買った可能性もある。遊女屋・女衞・奉行所のいずれが摘発の主体であっても、犯人を捕縛する際にはそれなりの暴力装置が必要である。それでは、宮島にはいかなる暴力装置が設けられ、機能していたのであろうか。

その際注目すべきは、宮島の対岸である佐伯郡佐方村に居を構える河野団左衛門と、それに率いられた革田集団の存在である<sup>(43)</sup>。河野団左衛門の由緒書によれば<sup>(44)</sup>、弾左衛門の先祖はもともと相模国に居住していたが、承久2年(1220)、鎌倉幕府の三代将軍源実朝が佐西郡の一万六千貫の所領を厳島神社に寄進し、中原親実が厳島神主として鎌倉から下向して桜尾城に居城を構えた際、その供として下向し、それ以来「厳島雑式役」を勤めるようになった。弘治元年(1555)の厳島合戦の折には、家来70人を率いて毛利元就に加勢し、その戦功に依て三百石の扶持米をうけ雑式役を認められたが、慶長5年(1600)に福島正則が広島に入部してきた際、その三百石の扶持米は取上げられ、その代りに「宮島市立之節諸商人之運上」を取る権利と、「盜賊召捕候得者雑物不殘可被下旨被仰付」られたと述べている。

ここで注目すべきなのは、中世以来「厳島雑式役」を勤めてきたという由緒と、福島正則から与

えられた「運上」取立と盗賊の雑物を取る権利である。とりわけ、雑物を取る権利は、「盗賊召捕候得者」という条件がついており、弾左衛門が「盗賊召捕」の役を担っていたことが類推できるのである。これは、宮島警固役と呼ばれるものであるが、それは「盗賊召捕」のみならず、「盗賊悪者類忍ひ見廻り」などが含まれ、福島正則に知行を召し上げられた代りに、「諸商人芝居女屋芝錢を取飯米諸入用ニ仕警固相勤居」と述べた史料もある<sup>(4)</sup>。後年の史料から類推するのは甚だ危険なのであるが、福島時代に団左衛門統率下における革田集団の広範な宮島警固役が確立した可能性が考えられる。また、そうした役を奉仕する見かえりとして、「諸商人芝居女屋芝錢」を徴収してそれを「飯米諸入用」に当てることが認められたという陳述は注目すべきである。おそらく、「宮島市立」やそれと関わる神事・祭礼の際に、団左衛門統率下の革田集団は雑式役と宮島警固役を奉仕し、その見かえりとして「諸商人芝居女屋芝錢」を徴収していたのである。また、宮島以外に「地方」=佐伯郡内においても「御用并盗賊警固」を勤めており、罪人を引き渡すなどのために「御城下又者他郡当郡内ニ而も罷出」ることがあった<sup>(6)</sup>。

さて、このような団左衛門統率下の革田集団によって担われた「宮島警固役」の内容を踏まえて、前述の勾引事件における治安機構のあり方を類推してみると、勾引に関わった罪人の護送・引き渡しを誰が担ったのかを考えた時、団左衛門配下の革田集団が担った可能性が十分あるのではなかろうか。そこから、さらに類推を重ねた場合、これはあくまでも結果論であるが、広島藩は、福島時代に確立した団左衛門配下の革田集団による「宮島警固役」と「地方警固役」に依存しながら、宮島の遊所を管理しようとしたと見てよいのではなかろうか。それ故、広島藩が宮島に娼家を移した理由の一つが、革田集団の警固役が確立していたことにあったのではなかろうか。

- (1) 広島市役所編『新修広島市史』第4巻、1958年、358頁。  
 (2) 『嚴島道芝記 全』、宮島町、1971年、152頁。原文は元禄15年(1702)。

- (3) 高埜利彦『日本の歴史⑩ 元禄・享保の時代』、集英社、1992年、130～132頁。  
 (4) 京都市編『京都の歴史4 桃山の開花』、学芸書林、1969年。  
 (5) 舟木本『洛中洛外図』に描かれた京都六条三筋町の遊女町の様子などを参照。  
 (6) 守屋毅『初期歌舞伎の禁令』、日本史研究会史料研究会編『中世日本の歴史像』、創元社、1978年。  
 (7) 宮地正人『幕末維新期の文化と情報』、名著刊行会、1994年、42頁。  
 (8) 形態は、「留守中法度」、「触書」、「家中法度」など様々であるが、浅野長晟が藩主の時には、元和10年、寛永5年、寛永7年、寛永10年、浅野光晟が藩主の時には、寛永11年、寛永12年、正保2年、寛文4年と、同趣旨の文言が見られる(広島県編『広島県史 近世資料編Ⅲ』、1973年。原文は、「自得公済美録」、「玄德公済美録」)。  
 (9) 例えば、寛文10年8月15日の家中俊約の書付では、「博奕・傾城くるひ其外不作法、又者不応分限義にて勝手不成、御奉公難勤衆者怠度可被仰付候、左様之衆於有之者被致異見、承引無之候ハ、可被申上事」と述べた上で、「付、侍衆其外御扶持人宮島傾城町へ参候ハ、相改候様ニ被仰付置候事」と付け加え、藩士が宮島傾城町へ行くこともたしなめている(同前、145頁)。  
 (10) 土井作治『幕藩制国家の展開』、溪水社、1985年、101頁。  
 (11) 『廿日市町史』資料編Ⅲ、14頁。原典は「玄德公済美録」巻14。  
 (12) 宮地前掲書。  
 (13) 団左衛門配下の革田集団に関しては、『部落の歴史』西日本編(部落問題研究所、1984年)の藤本清二郎氏執筆部分を参照。  
 (14) 「佐伯郡佐方村国郡志御用ニ付下シラベ書出帳 附録」、原文は文化11～文政7年-1814～1824年。  
 (15) 「団左衛門儀ニ付及承申候趣申上候書付」、寛政3年-1791年4月、『廿日市町史』資料編Ⅲ、169～170頁。原文は作木村・三上家。  
 (16) 同前。

## II ケガレ観念と宮島遊廓

### 1. 宮島におけるケガレ

宮島は、「神島」としてケガレを極端に忌避する傾向があり、それは神事のみならず住民の生活習慣にも浸透してしていた。しかしながら、宮島

のケガレ忌避のあり方を示す史料は近世後期に偏って残っており、近世初期の状況は定かではない。ここでは、主として近世後期の史料に拠りながら、宮島におけるケガレ忌避の具体的な傾向から、ケガレのあり方について検討してみたい。

周知の如く、広島藩は文政元年(1818)から文政8年(1825)にかけて『芸藩通志』を編纂した。その中に、宮島におけるケガレ忌避の状況に関する最もまとまった記述がある。その記述は、いくつかの内容にまとめられており、それを筆者なりに整理して紹介しながら、検討してみたい<sup>(1)</sup>。先ず最初の記述は以下の通りである。

島もと神地にて、尤清潔を尚ぶ、家々朝ごとに、小き田子のごときもの、大きき六七寸の竹にて作る、二尺許の竹柄をくゝりつく、を携へて鳥居の洲にて塩を汲て、家の内をきよめ、又日ごとに湯浴して宮前に拜謁す

巖島の鳥居の洲から汲んだ塩が、キヨメの道具として用いられ、それによって家の内が清浄に保たれる。また、神社を参拝するにあたって、湯浴みによって身体を清めることが前提となっている。

すべて火の浄穢を論ずること尊厳なり、たとへば人来て飲食を俱にす、帰後、其人ほどなく喪忌にかゝれりと聞ば、既に同火の穢とひとしく、其喪の軽重に随ひ、重きは火打の器、又土釜、茶杓なども海に捨て新物に改め、火を清む、軽きは竈をはき清め、鍋釜を磨き浄めて火を改む、其他推て知るべし、月の朔日、晦日とは湯立祝者、戸々に来り、竈神を祭る

ここでは、火のケガレを忌む習慣が厳然としてあることもさることながら、「喪忌」、即ち死穢を極端に忌む習慣が興味深い。とりわけ、「喪忌」が始まってから遡って死穢が及ぶという観念は異常とも言える。さらに、死穢に関しては次ぎのような記述がある。

死亡あれば、即時に島のむかふ、赤崎といふ地にわたして葬埋す、居喪の人も、其地に居留るなり、此島のもの、向ふといふ言葉を忌むは、死亡の者を向の地にわたす故なり

この記述によれば、死者は宮島に埋葬せず、対岸の地に埋葬する。さらに、服喪している人々も対岸の地で過ごす。このことから、宮島は神聖・清浄な空間でなければならないという強い観念がうかがえるのであり、時間のみならず、空間の面でも忌穢が行なわれていることがわかる。

それは、死穢のみならず、血のケガレにも及んだ。例えば、出産に関わって次ぎのような記述がある。

婦人児を産ば、即時に子母とも、舟にのせて、地のかたに渡す、血忌百日終りて後、島に帰る、これ血のいまれ甚しき故なり、されど昔より海上風波になやめるものなく、又此島の人、分娩に苦しむもの、かつてこれなしといへり、生子百日にして名をつく

死者とその親族のみならず、出産した夫人と赤子も対岸へ渡され、百日のケガレとみなされる。後段の記述からわかるように、分娩自体はケガレと見なされないが、その結果としての血のケガレが忌穢の対象となるのである。

血のケガレは、女性の生理も含んでいた。

島にあせ山とて、東町西町の上の山にあり、各茅屋数戸を設たり、伊勢の忌言葉に、血をあせといふ、あせ山も血山なるべし、もと島内婦人月経の時は、其間己が家を出て、こゝに避け居たりしとへり、今は十日忌、二十日忌の者の避場とす、又百日忌の者も、七十五日になれば、赤崎より此処に帰り棲て、忌を終へて後に家に帰る

この記述によれば、生理の場合、出産ほど厳格な処置はとられず、島内の「あせ山」で十日から二十日過ごすことになっている。さらに、出産した婦人も七十五日経つと「あせ山」に来て、百日経過した段階で家に戻るという形で、ワンクッション置かれている。「あせ山」に関しては、元禄年間の次ぎのような記述がある<sup>(2)</sup>。

木比屋谷の脇の山なり。社職神人の別屋にて家屋數十軒あり。女の月障此所に日を送る。又汚穢の人忌の間は向の地に宿り、忌明て服の中は此所に居るなり。或曰あしやまとは血山とかくなり。血をあせと云ふは倭姫の制禁

の語なり。あせとあしと語音相かよへり。又曰く悪山。又曰足山とも書くとへり足を止めるは禁足の義なり。

この文献では、『芸藩通志』が「あせ山」と呼んでいるのに対して「あしやま」と呼ぶなど、記述の違いが注目される。とりわけ、『芸藩通志』では「茅屋数戸」と書いてあるのに対して、この文献では「社職神人の別屋にて家屋數十軒」と書いており、生理になった女性の「避場」が、近世後期になって劣悪化しているように読み取れる。女性が仮住いする施設が、元禄年間の「社職神人の別屋」から文政年間の「茅屋」に変化していることは、血のケガレに対する認識がより厳しくなったようにも受け取れる。

また、遊女の生理に対しては、「あせ山」に行かせるという措置がとられていないようである。文化14年(1817)2月、宮島の対岸にある地御前村の村役人が、郡奉行所に宛てた覚では、以下のように述べられている<sup>3)</sup>。

此度宮島新町和泉屋武助抱宿利木与申遊女  
血忌ニ付かけ屋和七方ニ而忌明シ申候ニ付、  
此段書付を以後註進奉申上候

これによれば、傾城町である宮島新町の和泉屋が抱えている遊女「利木」が、対岸の地御前村かけ屋和七宅で「血忌」をしていたことになる。生理になった遊女は、島内の「あせ山」ではなく、対岸の地に行っているのである。これは、遊女の血のケガレが、それ以外の女性のケガレよりも強いと観念されたためなのであろうか。だとすれば、遊女と平人の女性をケガレの強さで仕切りながら、何故、「神島」である宮島に遊女を抱えているのであろうか。のみならず、そもそも近世賤民身分である革田の集団に、何故宮島の「雑式役」と「警固役」を委ねていたのか。そして、それが身分制原理との間に齟齬をきたさなかったのか。次節では、その問題を検討してみたい。

## 2. 幕政改革における身分制強化と団左衛門配下の革田集団

いわゆる三大改革を初めとする幕政改革は、儉約と風俗統制による身分制の強化を一貫して追求

した。広島藩では、享保11年(1726)に享保改革の趣旨を受けて儉約令を出し、その中で、革田身分の人々に対しては、百姓・町人との身分の別を明かにするために、男は茶筌髻、女は笄なき島田髻にすることが命じられた<sup>4)</sup>。しかしながら、団左衛門配下の革田集団は、中世以来「宮島警固役」と「雑式役」を勤めてきており、それらの役を勤めるために古来から曲髪にしてきたことを理由に、茶筌髻にすることを拒んだのである。この時、郡奉行と宮島奉行は「先格之通可仕奉蒙御免」として、革田集団の主張を認め、安永年間にもそれを再確認した<sup>5)</sup>。

しかしながら、寛政の改革が始まると、幕府はより強い身分制強化を志向し、団左衛門配下の革田集団の既得権が脅かされたのである。寛政3年(1791)、広島藩は郡奉行所を通じて、団左衛門配下の革田集団に対して以下のような達を示した<sup>6)</sup>。

先達而□□村団左衛門心得書差出し候、然ル処公儀御時合質朴之古風ニ立戻り候様御主意ニ有之、依之享保年中ニ触示之通相守可申旨、尚又此度相改被仰出候趣も有之、譬是迄免許申付置又者仕来迎も右之通之御主意ニ依而急度相改メ申付、別体心得書取夫々附状之通相守可申候、御用向之事柄ニ申なり差免候条、心得違之儀無之様可申付候事

この達の内容は、幕府の改革の趣意が「質朴之古風」に立ち戻ることにあり、享保改革を踏襲しながらも今回新たに加えられたこともあり、一段と厳しい態度でのぞんでいる、それ故、たとえこれまで認められてきた仕来であっても、今回の改革の趣意からそれを改めることを申付ける、というものである。具体的には、今まで往古からの仕来として認めてきた団左衛門配下の革田集団の曲髪等の風俗を今後は認められない、ということであった。即ち、革田身分には茶筌髻など百姓・町人とは違う「身分相応」の風俗があり、それを守れというのである。その趣意は享保改革においても同様であったが、一切の例外を認めないという点で、寛政改革における身分統制の厳格さをうかがいしることができる。

この達に対して団左衛門側は抵抗を試みた。団左衛門は、同年4月、海老塩浜の割庄屋弥右衛門を通じて、郡奉行所に対して申立をしている<sup>(7)</sup>。それは、団左衛門配下の革田集団の風俗に関して極めて興味深い内容が語られているので、以下に紹介してみたい。まず第一に、茶筌髪にせよとの命令に対する申立である。

髮曲候儀者団左衛門始メ下革田共往古より之儀ニ御座候由、尤先年郡中革田共茶筌髪之儀被仰付候節茂往古より之儀奉申上候、殊ニ宮島警固等も相勤古来より曲髮仕候儀段々奉申上候而奉蒙御免候由、既ニ先年郡奉行清水三郎兵衛様御代官早速四郎左衛門様宮島御奉行吉村平右衛門様御時代茶筌髪之御触御座候処、古来より之儀奉申上候而先格之通可仕由奉蒙御免候、尚又安永年丑三月御代官山田守人様宮田織人様御時代ニも御免被為仰付候由ニ御座候

ここでは、曲髮は革田集団の往古よりの風俗で、宮島警固などを古来から勤めている関係で特別なものであり、それは、前述したように、享保期に郡奉行・宮島奉行から認められており、さらに安永年間にも追認されている権利であることが述べられている。

次に、服装について申立がある。

団左衛門之儀前廉御尋被為遊候儀御座候処委細様子奉申上候而、御用之節者衣野袴着用仕候儀明和八年卯（一七七一年一注）八月御代官堀田勝之丞様湊作大夫様之御時代奉蒙御免、御用向相勤申候趣ニ御座候、尤御時合之儀故木駄野袴着用仕候趣ニ被為仰付候由ニ御座候

この申立によれば、団左衛門は「御用」＝下級行刑役を勤める際に、「衣野袴」を着用することになっており、それは明和年間に代官から認められている、と述べている。

次に、定紋の使用についての申立がある。

団左衛門衣類紋所之儀者蕎麦折敷ニち、み三ノ字付申候、是者厚キ故御座候而先祖より之定紋ニ御座候而、御用之節地方又者宮島表着用仕候、他国迄茂通り紋ニ而盜賊悪物類迄

茂能存居申候故威勢ニ相成候趣ニ御座候由、右之趣ニ御座候故衣類紋所羽織も相用候趣ニ御座候

この申立によれば、「蕎麦折敷ニち、み三ノ字」という定紋は、「厚キ故」があつて先祖代々のもので、「地方」と宮島を問わず、「御用」を勤める際には定紋をつけた衣類を身につけることになっており、その定紋は「盜賊悪物類」も良く知っているもので、それらに団左衛門の「威勢」を示すものになっている、と述べられている。定紋の使用が古来からの仕来であることのみならず、「盜賊悪物類」に対する「威勢」という治安維持における機能が持ち出されて、正当化されている。さらに差笠・釣燈について、次のように申立てている。

差笠并目印釣燈之儀、御用警固相勤申候節地方・宮島ニ而も蓑笠ニ而者差間相成候ゆへ古紋之通仕候趣ニ御座候

これは、「蓑笠」の着用が命じられたことに対して、「差笠」と「釣燈」が「御用」をつとめる上で不可欠で、「蓑笠」では「差間」が生じるとするものである。この「差間」とはおそらく古来からの仕来と治安維持における機能との関わりで問題が生じるという意味であろう。

次に、より広範な「御用」の内容との関わりで、これらの仕来に触れている。

一地方ニ而御用并盜賊警固仕、或者引渡等ニ御城下又者他郡当郡内ニ而も罷出候節者羽織着仕らせ、夜中者目印之釣燈、雨天之節ハ団左衛門始メ小頭并ニ下革田共迄も差笠相用申候趣ニ御座候、尤平日ハ下革田共ニ者蓑笠相用、革田之分丈相慎堅ク相守申候趣ニ御座候

この申立によれば、「御用」で罪人を引き渡すために城下や他郡に出かけることもあり、その際には、定紋入りの羽織を着用し、夜間は釣燈をし、雨天には差笠をしていると述べられている。

そして最後に、宮島の「雑式役」・「警固役」と仕来の関わりについて、より詳細に述べられ、しめくくられる。

宮島へ罷越候節者古来之格式を以警固嚴重ニ相勤申候由、六月十七日明神様御神前江罷

出候節、帯刀・鎧を持せ踏籠・挟箱等行列ニ而罷出嚴重警固仕候由、是者先年知行頭戴仕候節之格式ニ御座候由、唯今者右知行福島左衛門大夫様御代ニ被召上、其替只今ニ而者諸商人芝居女屋芝錢を取飯米諸入用ニ仕警固相勤居申候由、唯今ニ而も帯刀・鎧を持せ行列ツニ而御神前江罷出警固相勤申候、宮島警固之儀者往古より嚴重ニ相勤来り申候趣ニ御座候場所柄之儀ニ御座候而、警固相勤候節茂御奉行様御目通りニ罷出相勤申候儀、尚又他國ものニ茂出合候儀或者盜賊穿鑿仕候節身之廻り立派ニ仕、先方見下シ不申様威勢作前仕候而、身之廻り或者日野指様之単羽織・薄羽織等相用申候、宮島役人中之振り合ニ准し古来仕来之儀ニ御座候得共、去年より者宮島役人中木綿布単羽織被相用候ニ付、団左衛門儀者木綿布相用申候、殊ニ座主・大願寺・上卿・物祝・棚守右之方角へ参り候而ハ台所へ揚り申候由ニ御座候、右之通り故身廻り格別ニ作前不申候而者差岡茂御座候由、以来茂右之通りニ相心得警相勤申候、尤夜中為目印之釣燈灯シ、雨天之節者差笠相用候趣ニ御座候右之通及承申趣様子奉申上候、然ル処御嚴重御示シ被為仰付置候御時合之御儀、ヶ条之内数々御座候而恐多御儀ニ奉存候得共、御尋被為遊候ニ付書付差上候、以上

先ず最初に、神前に罷り出る際に、「帯刀」し「鎧」を持たせ「踏籠・挟箱」をもった行列を仕立てるが、それは、知行を受けていた時の格式によるものだということが述べられている。団左衛門の由緒書によれば、嚴重合戦の戦功として毛利元就から三百石の扶持米を賜ったことになっているが、それ以来の士分としての格式であるという主張であろう。

また、これらの仕来が「宮島警固」を往古より嚴重に執り行ってきたことに関わるもので、宮島奉行に目通りする際には失礼のない恰好である必要があり、他國者や盜賊から見下されないようにするためにも必要な仕来りだと述べている。さらに、「座主・大願寺・上卿・物祝・棚守」の方に行く場合には、台所にあがる場合もあり、その折

にも身なりが格別のものでなければならないことが付け加えられている。

団左衛門の申立に対して、郡奉行はそのそれぞれの内容について返答している。先ず茶筌髪について、次ぎのように述べている。

此曲髮之儀先年郡中一統被仰出候通、別而當時合之儀其分丈を不致忘却茶筌髪ニ全可致、団左衛門儀ハ曲髮不苦事、其已下者急度相改茶筌髪ニ可致事

但、盜賊警固并刑罪物等之節者曲髮差免申候

即ち、寛政改革の厳しい原則が出されている「当時合」を踏まえて、原則として、革田身分は茶筌髪にすべきこと、しかしながら、往古よりの仕来や治安維持上の便宜もあるので、団左衛門は曲髮でもよろしい、そして、下級行刑役を勤める際には曲髮を認める、という返答であった。

釣燈については、「此所目印として自今式寸以上ニ可仕候事」という指示をしているにすぎない。

次ぎに差笠についてであるが、次ぎのように返答している。

差笠之儀村方百姓共ニ而茂免許之廉有之、猥ニ不差免蓑着用致シ候処、革田共差笠之儀ハ不都合之事ニ有之、心得違不仕候様ニ相示し可申付事

即ち、差笠は百姓にも認めていないのであるから、尚更革田に認めるわけにはいかないの、蓑笠を着用すべきである、という当初の達の原則を繰返している。差笠については、団左衛門側も妥協点をさぐろうとしており、前記申立の中で以下のように述べていた。

下付紙、本文ニ者差笠之儀、団左衛門初下革田共迄古来より相用來り候趣及承申候故其段申上候得共、去年以来別而御嚴重之御示し被為仰付ニ候御振り合ニ而之、地方御用之節者団左衛門并小頭迄、古形之通差笠相用候様ニも仕候得共、下革田共儀者一向相用ひさせ不申、蓑笠相用申候趣ニ御座候、尤宮島表ニ而者盜賊悪者類忍ひ見廻り仕候故、下革田共迄も差笠相用候趣ニ御座候、其外者何々迄も



古形之通相心得居候趣ニ御座候

即ち、寛政改革の嚴重な指示があるので、「地方」で下級行刑役を勤める場合は、団左衛門と小頭だけ差笠をすることにして、配下の革田集団に対しては蓑笠を着用させ、「宮島警固役」を勤める場合のみ、全員に差笠をさせたい、という案である。「宮島警固役」と「地方」における下級行刑役を区別しているところが注目されるが、郡奉行はこの妥協案を否定して、当初の達の原則を守ろうとしたことになる。その理由は、百姓にすら差笠を認めていないという一点にあった。さらに、郡奉行は、「差笠之儀用向之趣ニ寄可申、革田共一統不相成事ニ候得者□之儀心得違申間敷候」と念を入れ、「宮島警固役」は特別であるという団左衛門側の主張に釘を刺している。

寛政改革の趣旨をできるだけ貫こうとする広島藩・郡奉行の主張と、往古よりの仕来と治安維持の便宜とを盾にそれに抵抗しようとする団左衛門側の主張との対抗は、かなり長引いたようである。そうした長引く対抗の中で、こうした両者の主張を妥協点に導く重要な動きとなったのは、宮島奉行と巖島社家が、結果的には団左衛門側に肩入れした主張を、それぞれの立場から、おそらく繰り返し表明したことにある。

後で詳しく分析するが、宮島奉行は巖島社家の言い分に依拠した形で主張しているので、最初に巖島社家の言い分を見よう。寛政3(1793)年4月、巖島社家側が座主・柵守将監・大願寺の連名で宮島奉行近木清三郎宛に出した書付が残っている。全文を記して、それを検討したい<sup>(8)</sup>。

先達而茂御尋ニ付申上候□□村団左衛門手下之者共茶筥髪之儀ニ付、猶又被仰下候趣承知仕候、最初申上候通葬式江扱候もの茶筥髪ニ仕候ニ付、此等之穢を忌候而当島之分ハ革田共茂曲髪ニ仕来候而、即茶筥髪ハ百日之穢と申伝候趣ニ御座候、左候時ハ全く百日之穢ニ相成申候故茶筥髪仕候而ハ古例茂廢候儀神慮恐多奉存候、先達而も申上候通享保安永ニ被仰出候節も当島之分ハ其俣古例之通被差置候儀ニ御座候、御承知之通当社之儀ハ御先代

より御上別而御崇敬被遊候趣、何事ニよらず往古御社法等有之俣ニ被立置候ニ付、彼等式迄も昔より之規矩無相違有来候儀ニ御座候、畢竟革田共在家江対無礼為□之目印ニ御座候者、髪之外何そ目印ニ相成候儀被仰付候者御趣意茂相立、神慮御崇敬ニも相当可申哉与奉存候、右ニも申上候通御社法之儀何事茂有来り之古例廢□不□様相守候儀第一ニ御座候間、当時其職ニ居申候私共了簡ニ相任候儀恐多奉存候間、何とそ右之趣御賢考被下古法相立候様奉願候、以上

丑四月

座主

柵守将監

大願寺

近木清三郎様

□状左之通ニシテ〔 〕御役所へ持参、御切紙申上候様先達而被仰下候、□□村団左衛門〔 〕茶筥髪之儀ニ付御切紙之趣書付差出可被仰付候、右之趣可申上如此御座候、以上

座主

柵守将監

大願寺

近木清三郎様

この史料からわかるように、社家側が主として抵抗しているのは、団左衛門配下の革田集団に茶筥髪を強制することであり、それは、「髪之外何そ目印ニ相成候儀被仰付候者御趣意茂相立」と述べていることから明白である。社家側が抵抗した背景には、茶筥髪は葬式の際に用いるものである、「百日之穢」、即ち死穢と同等のものであるという認識があった。それ故、「雑式役」「警固役」を勤める団左衛門配下の革田集団が茶筥髪であることは、「神島」としてケガレを極端に忌む習慣がある宮島にあっては、神慮に背き、「往古御社法」をやぶるものと認識されたのである。したがって、社家側の言い分は、「往古御社法」を盾として、あくまでも団左衛門配下の集団を古来から「宮島雑式役」「宮島警固役」を勤めてきた集団として把握するものであり、革田身分としてのみ把握する幕府の趣旨とは真っ向から対立するもので

あった。

次に宮島奉行の主張を見てみよう。宮島奉行(近木清三郎カ)は、郡奉行竹中三郎次・山田猪右衛門に宛て、この年の2月19日付で書状を認めており、いささか長くなるが、その全文を以下に記す<sup>(9)</sup>。

□□村団左衛門手下之者共平常宮島御用相勤候者ハ、茶筵髪ニ相成候而ハ忌穢ニ相成候趣ニ付、社家江尋問之上是迄之通曲髪ニ被差免被下候様ニと、先達而得其意候趣段々被仰合候へとも、左候而ハ御城下郡中共一統惣革田共茶筵髪之掟相立不申、既ニ右革田共曲髪致候趣当町東西之革田共見聞致し、町方以手置御示之筋も難届段町御奉行中より茂被申出候由、然ル所団左衛門手下之もの平日曲髪ニ致候子細ハ、畢竟宮島表非常之節警固を受居候ニ付、茶筵髪ニ而者、全く社法ニ付候儀ニ御座候、然ルを御城下郡中之惣革田共是を申立候儀ハ趣意も無之いか、敷物ニハ相当り不申哉、扱町御奉行中よりも、団左衛門手下之儀ハ右之子細在之ニ付曲髪仕罷在候儀ニ候へ者、子細も無之革田共此見真似仕候儀者不相成と申筋を以手置等被申付候ハ、其筋合相分可申と一応相見へ申候へとも、何そ訳合有之別文之通被申出候儀ニも御座候哉、此等之趣御手元御考合ニも可有御座と奉存候、雜式団左衛門手下之もの共宮島御用ニ付曲髪仕候を以、東西革田共心得違申出候筋ニも候ハ、被仰付方いか様共可在御座哉と奉存候、畢竟団左衛門儀ハ宮島御用相勤させ、古来より神島之儀故忌穢之名を忌、団左衛門を雜式と相唱忌穢無之様申付、宮島御用向召仕ひ来候ものと相見へ申候、穢田・革田・茶筵之唱其実ハ一物ニ候へ共、此三色之者ハ穢者故宮島御用向相勤させ不申儀御社法と相考申候、元来革田共兎角在家ニ紛レ分丈ヲ心得違僭上致、在家へ対し無礼法外之儀在之由、既ニ此等之不屈筋急度可被相示旨近年従公儀被仰出在之、彼是と革田共法則段々御示し、右茶筵髪之儀も古形故享保之御触通り改テ一統ニ被仰付候趣共承知仕候、無礼法外之儀ハいか様共

御手置可被仰付、享保之頃茂御触通りを奉畏候へとも平常宮島御用向相勤候ニ付、曲髪之儀ハ右等之訳合之儀ニ付団左衛門手下之者曲髪へ仕、夫切ニ而被差置候由共ニ可在御座哉と考合仕候、団左衛門手下之儀段々申出も在之、格別を以宮島ニ而之儀ハ曲髪被差免置、然ル所茶筵髪ハ百日之儀ニ相成候旨申出、依之社法しらへ申候処、平日共曲髪ニ無之而宮島御用向差問候旨社家より申出、手元ニも社法之所御国制ニ対し候而ハいか様共押へ置可然と考合仕候へとも、神慮を穢シ候筋ニ相当り候ニ付及御駈合申候故、いろいろ御考合被仰合被誠候処、前段之通ニ而ハ何分一統御国制ニ相障り候故外も□方茂無之、宮島ハ兎も角も地方ニ而曲髪之儀ハ及御駈合候通ニハ御談し難相成候間、宮島之儀御手元ニ而直取計可申趣、勿論右曲髪一許之儀去冬御代官所ニも団左衛門吟味在之候へとも、兼而及御贈答ニも置候趣も有之故片付之儀先御浮置候間、否之儀可及御答段御紙面之趣承□□寄を御用問ニも不相成様御取計被置被下候趣、乍御用も忝奉存候、御国制ニ掛儀儀ニ御座候は呉々も恐入たる由ニ御座候へとも、又仕法之崩筋ニも相成候儀、押置取計候而ハ外響合之儀も有之甚以彼是恐入迷惑至極仕候、私一存を以免口之儀難及貴報、其上御上御尊敬之宮島社□□□御座候へハ、御談し合ニ而社法之崩レ行候由共ニ候而ハいか、敷奉存候間、此余外致方も無御座候ニ付、御駈合之趣申達し候上ニ而何レ共可得貴意候へとも、此度御答ニ得貴意候趣意之外ハ手元之取捨無御座候間、左様ご承知被下、御答之趣を以直ニ御手元ニ而御賢考次第可然様御年寄衆へ被仰達被下候様仕度奉存候、若又社法相□候而も御国制之故障ニ相成、御制道難立所得斗考□□□□承知仕重々恐入たる儀ニ御座候へとも、既ニ先輩足切九郎兵衛在役中、御巡見衆□も社法ニ付公儀御喪中之儀故□□□土地揚ケ不申、其節御年寄衆より教諭も在之、天下之御用向之事ニ候間御国中之儀ハ格外ニ□心得候様との儀ニ御座候へとも、社法不得止事共を以相断、

諸国一統之御巡見御見分場所抜ケ申候、種々土地柄之儀ニ御座候へ者日頃忌穢之義無之様第一ニ相示し置候趣意ニ相□し候儀故、不得止先達而及御贈答候由ニ御座候、社法之儀ハ御上より御建被置、何ソ御不審之筋ハ社家へ御尋問之上にて被任其意候儀故、依□吟味仕候而茂宮島御用ニ付と申ス訳合を以、郡中町方革田共へ御手置御示し被成置候儀ハ猶又御考合も可成御座候哉、団左衛門手下之もの曲髮被差置候儀□、全く平日宮島警固御用向相勤候ニ被差免、□□格別ニ町方革田共相心得可然哉、既ニ町方革田共東照宮御祭礼之節者御用ニ付曲髮ニ仕候儀茂在□□、左候へは地方ニ而団左衛門手下之もの宮島御用ニ付曲髮へ□□□御考合ハ有御座間敷哉、此儀駢と不存事ニ候へとも御考合之一端書認申候、扱又御当代ニ相成將軍秀忠公御違例之節被蒙上意御祈祷□□、公儀御代参も在之御尊敬之趣も旧記ニ相見、御巡見茂度々在之、島法之儀御尋ニ付夫々相答候儀茂在之候、宮島社法之儀ハ被為対公儀へ而茂被得仰も被立可申土地柄ニ被存申候、右之通社法ニ相障候儀ハ御上ニも格別ニ被差免候外ハ有御座間敷哉と奉恐察候へは、此等之趣ニ相障不申□□筋茂御座候ハ、猶又被仰知被下候様ニ仕度奉存候、此間之御答旁可得貴意〔 〕、以上

二月十九日 近〔 〕

竹中三郎次様

山田猪右衛門様

第一に確認しなければならないことは、繰り返しになるが、この書状全体を貫徹する論理は、社家側の主張であることがわかる。拙稿で引用した社家側の主張を示す史料は、この書状が出された後のものであるが、それ以前に宮島奉行に対して社家側からの申出があったことが記されている。しかも、その申出とは、「茶筌髮ハ百日之儀ニ相成候旨申出、依之社法しらへ申候処、平日共曲髮ニ無之而宮島御用向差問候旨」であり、平日は団左衛門のみ曲髮を認め、下級行刑役を勤める場合のみ革田集団全体に曲髮を認めるという、先に引用した郡奉行の指示に対して真っ向から反発

するものであった。さらに、宮島奉行は、「畢竟団左衛門儀ハ宮島御用相勤させ、古来より神島之儀故忌穢之名を忌、団左衛門を雑式と相唱忌穢無之様申付、宮島御用向召仕ひ来候ものと相見へ申候、穢田・革田・茶筌之唱其実ハ一物ニ候へ共、此三色之者ハ穢者故宮島御用向相勤させ不申儀御社法と相考申候」と述べ、穢多・革田・茶筌は本来同一身分で「穢者」であるから、巖島神社の社法の趣旨からすれば「宮島御用」を勤めさせる身分ではないので、あえて団左衛門を「雑式」と呼んで来たのだという注目すべき見解を出している。即ち、団左衛門配下の集団を革田集団とは見ないという社家側の認識を、より明確に宮島奉行が表明しているのである。この論理を徹底すれば、団左衛門配下の集団は革田身分ではないといわざるを得なくなる。

第二に確認すべきことは、宮島奉行がいくつかの先例を引き合いに出しながら、公儀の権威を盾として巖島神社の社法の効力を格別のものとして強めようとしていることである。先例の一つは、「公儀御喪中」を理由に、幕府巡見使を宮島に上げなかった事例である。書状の中では、「既ニ先輩足切九郎兵衛在役中、御巡見衆□も社法ニ付公儀御喪中之儀故□□□土地揚ケ不申、其節御年寄衆より教諭も在之、天下之御用向之事ニ候間御国中之儀ハ格外ニ□心得候様との儀ニ御座候へとも、社法不得止事共を以相断、諸国一統之御巡見御見分場所抜ケ申候」と述べており、判読できない文字がいくつかあって不確実な点はあるが、巖島神社が社法を盾に、巡見使の「御見分場所抜ケ申候」ことは確かである。先例の二つ目は、幕府がことのほか巖島神社を崇敬してきた事例である。その一つは、「御当代ニ相成將軍秀忠公御違例之節被蒙上意御祈祷□□、公儀御代参も在之」という例であり、二つ目は、「御巡見茂度々在之、島法之儀御尋ニ付夫々相答候儀茂在之候」という例である。即ち、宮島奉行のここでの主張を要約すると、「宮島社法之儀ハ被為対公儀へ而茂被得仰も被立可申土地柄ニ被存申候、右之通社法ニ相障候儀ハ御上ニも格別ニ被差免候外ハ有御座間敷哉と奉恐察候」ということにつきる。つまり、幕

府はこれまで厳島神社の社法を特別に尊重してきたし、社家側もそれを盾に幕府に対して物申すことができるのであるから、現在寛政改革が厳しく進められているにしても、幕府は社家側の主張を認めざるを得ないだろうということである。

第三に確認すべきことは、団左衛門配下の革田集団に曲髪を認めると、「御城下郡中供一統惣革田供茶筌髪之掟」が成り立たず、城下の東西革田集団に対して示しがつかないという申出が、広島町の町奉行からなされたことである。宮島奉行は、この申出に対しても、団左衛門配下の革田集団が平日曲髪をするのは、「宮島表非常之節警固」を勤めるといふ特別の理由があるためであり、厳島神社の社法に基くものであることを強調し、町奉行からその旨を東西の革田集団に対してよくよく申し聞かせれば済むことであると一蹴している。さらに、宮島奉行は、東西の革田集団が「東照宮御祭礼之節」の御用を勤める際に曲髪にしていることを考慮すれば、団左衛門配下の革田集団が、公儀も尊重する社法に基く「宮島御用」を勤める際に曲髪にしている事情は、自ずと納得させることができるかと述べている。問題は、町奉行がこうした危惧を抱いた背景に、「元来革田共兎角在家ニ紛レ分丈ヲ心得違僭上致、在家へ対し無礼法外之儀在之由」という事情があり、現にその問題を一つの理由として、安永7年(1778)閏7月3日、新開方村々の住民が、「西革田どもの居小屋へ、何ものとも相知れず、多人数罷越し狼藉に及」ぶという事件があった<sup>(10)</sup>。即ち、身分制の枠組が動揺しているという、藩や幕府にとって極めて深刻な事態が背景にあったわけである。こうした状況から鑑みて、宮島奉行があげている「東照宮御祭礼之節」の御用を勤める際に、城下東西の革田集団が曲髪にしているという事例は、東西の革田集団が自分たちも平日曲髪にしてほしいという主張を展開する正当性の根拠にもなり得るものでもあったのではなかろうか。

さて、以上のような厳島社家と宮島奉行の強力な主張を受け、藩としても当初の強固な方針を曲げざるを得なくなった。そして、同年8月3日付で、郡奉行は宮島奉行に対して以下のような書状

を出したのである<sup>(11)</sup>。

□□村革田共茶筌髪之一件ニ付此間御面談之節、宮島へ渡海之砌三日之物忌曲髪ヲ改させ候様ニ相成候ハ、可相濟哉之趣御申聞、弥三日ニ而宮島之儀無指閏事ニ候ハ、取計方之儀尚御示談ニ及ひ度、御報ニ様子被申聞候様ニと存候、折角面上ニも可申談被存候、しらへ唯様延引ニも相成候ニ付此段御尋申進候、已上

八月三日

竹中三郎次

山田猪右衛門

近木清三郎様

即ち、団左衛門配下の革田集団は、宮島で御用を勤める際に、渡海三日前から曲髪にして御用を勤め、普段は茶筌髪にするという妥協案であった。これは、「宮島御用」との関わりで革田集団全体の曲髪を認めている点で確かに藩側の妥協であったが、茶筌髪は「百日之穢」にあたるので平日から曲髪にしてほしいという社家側の主張は退けられている。それを退けるにあたって、藩側は詭弁とも言うべき論理を持ち出している。それは、この書状から三日後に出された以下の史料に現れている<sup>(12)</sup>。

一兩日者朝夕余程冷氣ニ御座候而暮早く相成候、然ハ雜式団左衛門手下之者共曲髪之一件、御承知之通郡御奉行衆へ被駈合置候得とも其儀兎角解合兼候而、何分団左衛門手元仕来り之俣ニハ難相成趣再応御面談も御座候由、御双方段々押合者意味相約ル所を以勘弁いたし見候時ハ、全体之主意百日之穢ニ値ひ候者茶筌髪之儀候処、団左衛門より申出之茶筌髪ハ右死穢之ものニ似寄申候ニ付、其分も其俣百日之穢与心得候との儀ニ有之、神島之旧式ハ人事へ押当兎角ハ難申事故先ツ右之通贈答も重り候得とも、左様之上ニても難解合所を以全体之意味を勘弁いたし試候得者、実死穢ニ値ひ候茶筌髪与又夫ニ似候もの茶筌髪ハ全ク同等ニ可忌事ニも相当ル間敷歟、乍去古来より之仕来りヲ申取りなし一円ニ被相止ニも、神慮之恐彼是心懸リ之事ニ御座候ニ付、本式之分百日ニ候ハ、夫ニ似寄之分ハ日数三

日之穢与心得、渡海之三日以前より曲髮ニ致居候儀ニ以来相改り候ハ、双方之規りも立候而可然哉与、右御面談中より其談しに移り候由ニ而、別紙之通此間郡御奉行衆より申来り候、依而尚又御役所内評儀も御座候処いつれ極意ハつき共、不仕事柄故数度御談之上ニ而右之通道も附キ懸り候事ニ候得者、充分ニ者有之間敷候得とも先ツ其趣ニ被任置候方も可然哉、右三日之法則立置候ハ、其小内ニ至り候而ハ团左衛門下惣人数之内ニ而差引ヲ附、臨時急務之手当之分ハ幾人ニ而も人ヲ代へ三日前より兼而曲髮ニ仕せ置、其余急務之手当テニ不当者ハ常ハ茶筌髮ニ仕せ候儀ニ相成候ハ、宮島表之間ハ有御座間敷哉、為御見合先達而之控も入御披見此趣得御意候間、夫々へ被仰談差問之有無早々被仰越候様ニ与之儀ニ御座候、已上

八月六日

貞助

龍蔵

直蔵様

庄蔵様

つまり、「実死穢ニ値ひ候茶筌髮与又夫ニ似候もの茶筌髮ハ全ク同等ニ可忌事ニも相当ル間敷歟」として、革田集団に強制される茶筌髮は、死穢に値するようなものではなく、それに似たものなだから、同等に忌むべきものではないので、三日の忌で済ますことができるというものである。これは、社家側からすれば、藩が勝手に社法を解釈していることになり、容認できないものであったはずである。しかしながら、藩側としては、寛政改革の趣旨からして、「何分团左衛門手元仕来り之俣ニハ難相成趣再応御面談も御座候由」もあり、このままではいつまで経っても両者の主張は平行線で妥協点が見出せず、度重なる掛合の末、おそらく藩側の苦衷を社家・团左衛門側が察して、この解決案を飲んだものと思われる。しかし、この妥協はあくまで書面上のことであり、社家側の主張、そしてそれをより明確な正当性にまで高めた宮島奉行の主張を藩側が退けることは、容易なことではなかったと想像され、表向きは寛政改革の趣旨を尊重する姿勢を示して藩の顔を立てな

がら、実態は旧来のままで済まされたという解釈も充分成り立つのではなからうか。

ここまで、寛政改革期を中心に、团左衛門配下の革田集団に対する茶筌髮の強制とそれに対する抵抗の動きを長々と検討してきたわけであるが、この問題には、近世身分制が抱えていた原理的なあり方と近世後期におけるその変化を考察する上で、重要な問題が顔をのぞかせているように思われる。それを一言で述べるならば、身分とケガレ観念の関わり方の問題であると言えよう。幕藩体制における良賤の区別は、ケガレ観念に基いて形成されてきたと考えられる。即ち、革田が百姓・町人と身分的に区別される根拠は、革田が皮役と下級行刑役を担い、斃牛馬処理を生業とするという点において死と血のケガレに常時関わっている故に、その身体自体が穢れているという認識が形成されたからのものであり、さらに、その役と生業は代々同一集団に継承されるが故に、その血統自体が穢れているという種姓意識が育まれてきた。つまり、革田集団が社会的に担う機能＝職能とその由緒の両面でケガレ観念が構成されているのである。それと同時に、革田集団がそうした職能を担った理由は、彼等が元来ケガレを払う特殊な能力をもっているという観念があったからであり、死穢と血の穢れを払う能力が期待されたからに他ならない<sup>(3)</sup>。つまり、死と血のケガレを払う能力がある故に、死と血のケガレに常時関わるという論理である。それ故、厳島神社の社法や東照宮祭礼の古式などは、特別な能力をもった雑式などの職人こそがケガレを払うことができるという観念に基いて成り立っており、革田集団が雑式を勤めることが何等矛盾なく受け入れられてきたわけである。

しかしながら、近世後期に至ってこのような観念に重大な変化が生じているように思われるのである。おそらく、その変化を最も明確に表しているのは、寛政改革における身分制強化の基調である。即ち、髪型や服装などの身分標識を明確に区別してそれを徹底しようとする意図は、革田自体がケガレていることを明確にしようとするものであり、彼等のケガレを払う能力に関しては全く配

慮されていないことである。それ故、「宮島御用」を勤める際、つまり、ケガレを払う際の髪型や装束は否定されてしまうのである。巖島神社の社家側や宮島奉行は、あくまでも巖島神社の社法を守ろうとし、団左衛門配下の集団がもつケガレを払う能力に拘って、彼等が「宮島御用」を勤める際の髪型や装束を守ろうとした。その時、宮島奉行が「此三色之者(穢田・革田・茶筌一筆者註)ハ穢者故宮島御用向相勤させ不申儀御社法と相考申候」と述べているが、団左衛門配下の集団はそれ自身がケガレている革田ではないということを暗に言わざるを得なくなっている。即ち、革田自身のケガレとケガレを払う能力とが分離され、革田からケガレを払う能力が奪われているわけである。この点では、巖島神社の社家側と宮島奉行も、幕府と同様の認識に基いていたのである。そして、結果的に落ち付いた先は、「宮島御用」を勤める時、即ちケガレを払う能力を発揮する時には曲髮に、平常は革田自身のケガレをあらわす茶筌髪にするという原則であり、それこそ、革田のケガレを払う能力と革田自身のケガレの分離を象徴する妥協でなくて何であろう。

ケガレを払う能力を奪われた革田にとって、皮役や下級行刑役を勤め、斃牛馬処理を生業とすることは、自身がケガレに関わることとしか受け取られなくなる。つまり、ケガレを払う能力をもつが故にケガレに関わるという論理が崩壊するのである。とするならば、革田が自らの身分的な解放を目指すならば、皮役・下級行刑役と斃牛馬処理権を返上する以外に道がない。と同時に、百姓同様に年貢を負担していることを根拠にするしかなかった。だから、幕末から明治初年に登場する革田の側からの解放論が、上記の方向で述べられるわけである。そうした点で、近世後期に生じたケガレ観念の変化は、幕末・維新期の解放論を準備したと言えよう。しかし、いずれにしても、ケガレを払う能力と切り離された形で、死と血のケガレに関わるものはそれ自体がケガレているという観念は残るのである。

筆者は先に、近世後期の史料から、宮島において百姓・町人の生理と遊女のそれに対する血のケ

ガレに関わる認識の違いがみられることを指摘した。それは、遊女の血のケガレがより強いという観念をあらわしているのではないかと推測したのであるが、であるとするならば、少なくとも近世後期において、百姓・町人と遊女の間ケガレ観念に基く身分的な区別が存在したはずである。これは、革田の場合と同じように、遊女に対するケガレ観念の変化があったからなのであろうか。革田の問題と同様、遊女に関しても、近世後期における身分を越えた社会移動の影響を大きく被らざるを得なかった。次章では、そうした社会構造の変化を垣間見ながら、ケガレを極端に忌避する「神島」としての宮島が遊女・遊廓を長期間抱えていた理由と、明治に入って宮島から遊廓が消滅する背景を考察してみたい。

- (1) 『芸藩通志 卷一』、広島図書館、1907年、227頁。原文は文政元年～文政8年(1818年～1825年)。
- (2) 『巖島道芝記 全』、宮島町、1971年、148頁。原文は元禄15年(1702)。
- (3) 『廿日市町史』資料編Ⅲ、253頁。原文は大野町・渡辺家「御紙面写帳」。
- (4) 『廣島市史』第貳卷、廣島市役所、1922年、469頁。
- (5) 「団左衛門儀二付及承申候趣申上候書付」、寛政3年(1791)、『廿日市町史』資料編Ⅲ、167～170頁。原文は作木村・三上家。
- (6) 「佐伯郡□□村革田共江示し筋之儀写」、『廿日市町史』資料編Ⅲ、166～167頁。原文書は作木村・三上家。
- (7) 「団左衛門儀二付及承申候趣申上候書付」、『廿日市町史』資料編Ⅲ、167～170頁。原文は作木村・三上家。
- (8) 「卯月二十九日勝村五蔵半蔵より相渡候書付」〔端裏書〕、『廿日市町史』資料編Ⅲ、176～177頁。原文は宮島町・野坂家。
- (9) 「郡御奉行中へ返書之写」、『廿日市町史』資料編Ⅲ、172～174頁。原文は宮島町・野坂家。
- (10) 『廣島市史』第貳卷、469頁。
- (11) 「丑八月八日詰合帳元より三通之書付書状等助右衛門迄差越候段控置」、『廿日市町史』資料編Ⅲ、176～177頁。原文は宮島町・野坂家。
- (12) 同前。
- (13) 片岡智「奈良における『部落史』再検討についての所感」、『部落解放なら』、1998年10月。

### III 近世後期における公娼制度の動揺

#### 1. 遊女奉公と藩の対応

寛政改革において、厳しい身分制強化が目指された背景には、百姓・町人内部の階層分解によって、身分の枠を越えた社会移動が激しくなっていたことがあげられる。公認の遊廓以外に売買春を認めないという公娼制度は、遊所というものが武士や百姓・町人がイエの規範を恐る恐る無視してしか通えない悪所であり、売春婦としての遊女が百姓・町人より低い身分であることを社会規範としつつ、身分の枠を揺るがすような大きな階層間の流動を伴わない、極めて限定された需要と供給のしくみが機能することを暗黙の前提にして成り立っている仕組みであった。しかし、近世後期の社会移動は、そうした仕組みを大きく変化させていった。

前述したように、広島藩の公娼制度下においては、城下で遊女を置くことを許さず、また、娼家の業を営むことを禁じた。そして、広島城下の「大抵赤貧糊口に窮する細民の子女」が、宮島や大阪に遊女奉公していたのであるが、その際の契約は、「表向は養女或は下女奉公に仮託」し、実際には娼妓として奉公する形態が多かった<sup>(1)</sup>。安永8年(1779)、城下研屋町の豊屋與七が、「ふき」という娘を、大阪に遊女奉公に出したのだが、年季が明けても帰って来ない旨を、「大阪御番所」に直訴した。「大阪御番所」は関係者を広島から召還し、吟味をしたのであるが、広島藩はこの事件に関して、「與七父子が上を犯し、累を他人に及ぼし、重々不埒なる罪」を問題として、與七父子を流川牢獄に投獄し、「ふき」の兄長蔵・小市を居町追放処分にした上で、遊女奉公に出ることを禁止した<sup>(2)</sup>。ここで注目すべきことは、事件が「大阪御番所」に訴えられたことによって表沙汰となり、そこで始めて広島藩が遊女奉公の禁止という措置に出たことである。要するに、公儀に知れることによって、慌てて禁止したと見受けられるのである。ということは、広島藩はそれまで、公儀に対する表向き原則としては遊女奉公を認めていなかったにもかかわらず、実際には、

養女や下女奉公を隠れ蓑にした遊女奉公を黙認していたことになる。そうした広島藩の姿勢によって、宮島の遊女の供給も維持されていたと考えられる。

同時に、こうした遊女の供給のあり方は、「赤貧糊口に窮する細民」が増加すればするほど遊女や売春婦の数を増やす構造でもあった。近世後期に、諸芸で客を楽しませながら傍ら売春も行なう「芸子」と呼ばれる女性が登場するが、広島藩は天明4年(1784)8月1日に町触を発して、「近来広島近海に芸子類の船を繋ぎ、密かに城下に入り、東西徘徊する由相聞ゆ、右体のもの堅くイせ申すまじく、是に依て忍び廻りの者を差出し、密偵の上は案内なく入り込ませ、屹度吟味を遂ぐべきにつき其旨相心得べし」と命じ、天明6年(1786)7月10日には再び町触を出して、「近来町新開にて芸子の類徘徊し、酒宴に呼寄せ女色の戯会これある趣相聞ゆ、尤も此類の儀は兼て仰せ出されたる儀もこれあり、甚以て不埒の事なり、自今右体の者これあらば、見廻りの者申出づべき筈につき、吟味を遂げ、引請候者は勿論、其所役人等まで越度たるべし」と厳しく申渡した<sup>(3)</sup>。このような町触を出した背景には、城下で売春をする女性が増加している事情があったと考えられ、そうした売春婦を供給面で支えたのは、「赤貧糊口に窮する細民」の増加であったと考えられる。少なくとも、18世紀後半には、広島藩の公娼制度は確実に崩壊しつつあった。

さらに、広島藩は、天明8年(1788)10月に、次のような町触を出した<sup>(4)</sup>。

三味線・浄瑠璃・身振り等の遊芸いたす者ども他所より入り込み、町方徘徊いたし、内々逗留致させ候ものも有る由、不埒の筋に候、一統承知致居る通り、他所ものは入切手差出す際、其もの遊芸の儀は存ぜざる旨を申出で、許可を得て逗留すべき町規なるに、入切手をも差出さず他所より入込みたる遊芸者を猥に逗留せしむる段、甚以て不届の至りなり、宿主に屹度咎め申付べきは勿論、遊芸者も御国法の制禁を破りて憚らざる者なれば、其俵に捨置がたく、仍て忍び見廻り外聞等も申付け、

右体不埒の者どもこれあらば、途中家内の差別なく、見聞次第不意に召捕らへ、町役人どもまで吟味に及び、屹度咎め申付べし

これによると、「芸子」が増加して問題になっていた頃、様々な遊芸を業とする人々が城下に入り徘徊するようになっていた。これは、城下で売買春や諸芸能を認めないという広島藩の風俗統制の原則全体が、大きく動揺していたことを物語る。それ故、無断で城下に入りこんだ遊芸者を宿泊させた宿主を咎めるとともに、芸能者を見付け次第召し捕えて咎めるといふ厳しい措置をとることにしたのである。

## 2. 寛政改革と遊女

寛政元年(1789)7月、幕府は「隠売女」の取締りを厳達し、村方の風俗が乱れ、百姓が農事を怠って農村が衰微するもとなり、「不良の徒」が跋扈する原因ともなるから、「古来免許のもの、又は年久しく領主が認許せるもの」以外の私娼＝隠売女は決して許さず、隠れて営業しているものを見付けた場合、すぐさま召し捕えること、そして、新規に「売女商売」を始めることを許可してはならず、また、古来から認められた遊廓についても「売女」＝遊女をできるだけ減らすようにすること、と指示した<sup>(5)</sup>。幕府は、公認の遊廓以外に売買春が拡大している状況を憂え、それが社会秩序の乱れを促進するとして「隠売女」＝私娼を禁止する方針を明確にし、その上さらに、公認の遊廓についても縮小せよと指示したのである。これは、売買春そのものが社会を疲弊させるという認識に基づいて、売買春自体を取締る方針を打ち出したものであった。

広島藩は、こうした寛政改革の趣旨を受けて、具体的な売買春取締りに着手した。とりわけ、寛政2年(1790)9月に町奉行所の意を受けて広島藩が出した教諭書と町触は、一連のものとして理解され、寛政改革期の広島藩の売買春取締り政策が何を意図していたのかを、よく物語ってくれる。

同年同月、町奉行山田猪右衛門と松村平馬は、城下町の最小構成単位である五人組に対して、次

ぎのように懇ろな教諭書を示した<sup>(6)</sup>。

御上御仁恵之程者一統奉存候事に而、猶又厚御趣意を以、御俊約筋嚴重に被仰出、依之委細書付を以申付候趣追々行届、夫々相守候様子に相聞令満足候、然処町新開に而役儀杯申付置候もの並に平人又は召仕の手代共之内人名馳と不相分候者、多人数とも不相聞候得ども、毎度宮島杯において茶屋遊びに耽り、或は当所に而も建り合不宜方角え罷越、酒宴遊興に長じ候風説有之候、此儀制度も無之事故、指留候に者無之候得共、人口にもかゝり候程之次第は、当時合に背き、甚だ以不似合敷事共に候、尤若きもの共は有まじき事とも不被申候へども、是迎も親々の目を忍び、主人え偽を申立、宮島杯え渡海いたし候事は不一方不届に候、全体主親のゆるさる遊びは決而仕間布候、偕又町家者事繁き渡世之業ひに候へば、礼儀作法乱れ易き事に候故、別而厚心を尽し、或は他え出入の節、挨拶等は一家内致し値候様に可仕候、殊更軽仕出しに而遊散に罷出候節、一家之長たりとも、心之俣には不仕子弟之勤めにて相催候程に有之度候、左候得者上下自然と和睦と申すものに候、就中役儀ども相勤候ものは其身之慎第一として勤行不相怠其風俗一町内に教訓いたし候様に移り候処、其類之輩却て遊興に長じ、父母妻子之心労をも不顧杯間々有之と相聞候、証拠も候はゞ可相糺候へ共、不慥風説ゆへ先窺ひ罷在候、ケ様に不孝不慈成ものに而も有之間敷候へども、畢竟醉狂より其身を忘れ、事の軽重をも不相弁と被存候、併是等者若き身之生立を損し、彼是不埒至極之事に候、勿論右等之遊興のみに不限不都合之儀相聞候得者、何事に而も其訳可及尋問候間、兼而此旨可存候、若又右類心得違ひのもの相改め候においては、成たけ宥免可申候間、事之露顕不致先に、親族又は知音組合町内のものより相互に教訓いたし値、急度相改させ可申候、本人しらべ之時に至り、其模様によって右親類朋友等之親疎をも可相尋候條、此段も承知可罷在候、右之趣、夫々不洩様可申聞置候、已上



九月

五組え

これは、広島城下の住民が、「毎度宮島杯において茶屋遊びに耽り、或は当所に而も建り合」ことが、「当時合」、即ち、寛政改革が断行され厳しい儉約と風俗統制が強制されている中では、大変怪しからぬことであるから、くれぐれも謹むようにという趣旨の教諭書である。この教諭書では、子供が親の目を盗み、或は奉公人が主人を偽って宮島に茶屋遊びに出かける風潮も戒めているのだが、とりわけ重視しているのは、儉約の範をたれるべき「役儀」を勤める町人、即ち、町役人がそうした遊興にうつつをぬかすことであり、さらには、「一家の長」たるべき人物が父母妻子の心労を顧ずに茶屋遊びに出かける風潮であった。そうした不埒な町人がいた場合、事が露見する前に、「親族又は知音組合町内のもの」が相互に教訓せよ、とまで指示している。ここには、売買春を前提とした茶屋遊びがイエ秩序を揺るがすものであるという認識が、明確に出ている。

さらに、広島藩は同年同月19日に町触を出して、広島城下の細民が子女を宮島に「年切り奉公」させる、あるいはその奉公を終えて還る時は、町奉行所に願出で許可を得るべきことと定めた。これは、「畢竟細民の子女が宮島にて名を奉公に托し、其实是娼家に其身を売らるゝの悪習を一洗せんとの意」から出たものであった<sup>(7)</sup>。前述したように、広島藩は、城下の細民の子女が下女奉公や養女を名目として、宮島や大坂に遊女奉公に出ることを黙認していたのであるが、それを明確に取締る方針に転換し、寛政改革で打ち出された公認の遊廓を縮小せよという方針に随おうとしたものと思われる。

そして、同年同月、藩は五人組に対しに次のように命じた<sup>(8)</sup>。

町新開住居いたし候者共の内、宮島市立之節、かの地において揚屋商売いたし候者ども、有之由、商人渡世一端とも可申歟、乍去素より正しからざる事柄に候へば、右渡世罷在候もの共においては、爾今たとひいか様之事柄有之候とも、袴上下着用いたし候儀は堅令停止候、将又於御城下に罪人死刑に被行候当日、

酒肴之類聊之品革田共取斗ひ其罪人に給させ候事有之候、已来此品右揚屋商売いたし候者え申付候間、役目同様之儀と相心得可申候、尤罪人死刑に被行候当日、右同商売之者共之内申合一人早朝より牢屋敷迄罷越居申、町廻り共え相尋、差図を受、其品早々取まかない、自身同所え持参り差出可申候、猶委細之儀は町廻りどもへ可承合候事、右之趣、夫々相示し置可申候、尤此已後も其俣右売事いたし候人名相しらべ可申出候、以上、

九月

五組え

宮島では年に三回市立があったが、その時、広島城下の町人の中に宮島に渡って臨時に娼家営業を営む者がいたが、藩はそれを禁止し、営業者を処罰することにしたのである。ここで注目すべきなのは、その罰則の内容である。従来、広島城下で死刑が執行される際に、革田が「酒肴之類聊之品」を罪人に供する役目を担っていたが、その役目を宮島に無断で娼家を営んだものにさせようというのである。同時に無断営業の罪を犯した町人に対しては、慶弔などの公の席に出る際に袴袴の着用を禁止している。この罰則の意味するところは、罪を犯した町人から袴という町人の身分標識を取り上げ、革田の役を担わせる、即ち、革田同前に見なすということである。これは一種の身分刑と考えられるが、そのような刑罰が相当であると藩が判断した根底には、非公認の売買春はそれ自体がケガレであり、罪人は革田同前に取り扱うべきであるという認識があったのではなかろうか。広島藩が、団左衛門配下の革田集団に対して、曲髪を禁じて茶筌髪にすることを命じたのは、こうした一連の教諭書・町触が出された翌年の寛政3年であったが、おそらく、同じ意図からなされたものと見て間違いのないのではないだろうか。いわば、身分を越えた社会移動をケガレによって制御しようとしたのではないだろうか。売買春に関しては、寛政改革で公認の遊廓を縮小する方針が打ち出されていて、売買春自体が反社会的行為と見なされているので、公認の売買春もケガレを認識された可能性がある。

では、そのような抑制は可能であったのか。文

政6年(1823)、地御前村の庄屋・組頭が郡奉行所に対して、次のように申出た<sup>(9)</sup>。

地御前村百姓  
和助娘

一 なか

右之もの去ル廿八日夜当所塚本町へ不図立寄、風体不審ニ相見候由見出候ニ付呼出し聞札有之候処、七八年已前親納得之上ニ而下ノ関へ遊女奉公ニ差遣し候由之処、同方抜ケ帰り候由申出候ニ付先つ於町方囿ひ留ニ相成候、右之趣相違無之候ハ、親元へ引渡し可申趣申来候間、先江受取方之もの可差出候、尤一体之様子相しらへ書付を以可申出もの也

未九月三日 佐伯郡

御役所

庄屋 小作  
同 出来蔵  
与頭共

これは、下関に遊女奉公に出ていた「なか」という女性が、逃げ帰って地御前村に立ち寄ったところを保護し、親元に引き渡す措置をとった旨を報告したものである。ここで注目すべきなのは、「親納得之上ニ而下ノ関へ遊女奉公ニ差遣し候由」と述べている部分であり、親が納得して遊女奉公に出していれば問題がないということが前提となっているように受け取れる。ここから、先に見た広島藩の遊女奉公取締りの方針が、表向きのみの対応であったことをうかがわせるのである。おそらく、寛政改革を経ても、各地に広がった娼家に遊女奉公に出る女性の数は徐々に増え、「芸子」など多様な形態で売春に関わる女性も増加していたと考えられる。

(1) 『広島市史』第貳巻、広島市役所、1922年、452～453頁。

(2) 同前、453頁。

(3) 同前、454頁。

(4) 同前、454～455頁。

(5) 同前、453～454頁。

(6) 同前、456～457頁。

(7) 同前、457～458頁。

(8) 同前、458～459頁。

(9) 『廿日市町史』資料編Ⅲ、291頁。原文は大野町・渡辺家「御紙面控帳」。

## おわりに

問題は、ケガレ観に基く社会移動の制御は不可能であったが、売買春を死穢や血のケガレに関わることと同列のケガレと認識する仕方は着実に定着し、それが近代に引き継がれていったという推測が成り立つのではないかということである。宮島から遊廓が消滅していく理由は、このような文脈で考える必要があると思われる。それは、おそらく、革田集団が雑式から遠ざけられて行く過程と並行していったのではなかろうか。厳島社家や宮島奉行が社法を守ろうとして、団左衛門配下の集団は革田ではないと言わざるを得なかったということと逆の動き、即ち、彼等はあくまでも革田であって、それ故、「神島」の雑式としてはふさわしくないとして排除する動きが支配的となるのである。しかし、どちらの動きも、革田のケガレを払う能力に対する配慮の欠如という点では同じであった。

遊女の場合、革田と同じように、能力と身体のケガレの分離という文脈で近世社会におけるその変遷を語ることは可能であろうか。中世社会において、遊女の歌舞と性行為は、俗世と神仏の世界を仲立ちする意味をもっていたとする見解がある<sup>(1)</sup>。近世社会においては、そうした遊女の「神聖性」が剥ぎ取られ、むきだしの売春を担う娼婦に転換していくと見ることも可能であるかもしれないが、その点は今後の検討課題としたい。

(1) 佐伯順子『遊女の文化史』、中央公論社、1987年。